

「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

(昭和48年12月 5日事務局長通達第14号)

改正 昭和52年12月16日事務局長通達第20号

改正 昭和56年 6月29日事務局長通達第 3号

「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準第十一項に基づき、同告示備考第一項に定める原産国の定義に関する運用細則を左記のとおり定める。

記

「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

次の表の上欄に掲げる品目についての告示備考第一項の「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」は、それぞれ、当該下欄に掲げる行為とする。

品	目	実質的な変更をもたらす行為
食料品	緑茶 紅茶	荒茶の製造
	清涼飲料(果汁飲料を含む。)	原液又は濃縮果汁を希釈して製造したものにあつては希釈
	米菓	煎焼又は揚
衣料品	織物	染色しないもの及び製織前に染色するものにあつては製織。製織後染色するものにあつては染色。ただし、製織後染色する和服用絹織物のうち、小幅着尺又は羽尺地にあつては製織及び染色。 (注)「小幅着尺又は羽尺地」には、小幅着尺及び羽尺地が連続したもの、小幅着尺又は羽尺地がそれぞれ二以上連続したものその他小幅着尺又は羽尺地より丈の長いものであつてこれらと同様の用に供せられるものを含む。
	エンブroid リーレース	刺しゅう
	下 着	縫製

	寝 着 外衣（洋服 婦人子供服 ワイシャツ等） 帽 子 手 袋	
	ソックス	編立
身のま わり品	かわ靴	甲皮と底皮を接着、縫製その他の方法により結合すること。
雑貨	腕時計	ムーブメントの組立。ただし、側又はバンドが重要な構成要素となつている高級腕時計及び防水などの特殊な腕時計にあつては、ムーブメントの組立及び側又はバンドの製造。 (注) ただし書の腕時計において、ムーブメントの組立が行われた国と側又はバンドの製造が行なわれた国とが異なるときは、原産国は、二国となる。